

鵜川・沙流川外流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「鵜川・沙流川外流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、鵜川・沙流川外流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象範囲)

第3条 協議会は別表1に示す流域における治水対策を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には会長、副会長を置き、会長は室蘭開発建設部長、副会長は胆振総合振興局長とする。
- 3 会長は協議会の事務を掌理し、会長不在のときは副会長が事務を掌理する。
- 4 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 5 会長は、第1項によるもののほか、協議会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(企業、学識経験者等)を参加させることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 協議会対象の各流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を

得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、室蘭開発建設部治水課及び胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室治水課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年8月31日から施行する。

本規約は、一部改定し令和4年3月18日から施行する。

本規約は、一部改定し令和5年3月16日から施行する。

本規約は、一部改定し令和8年3月18日から施行する。

別表 1

水系名	
1 級河川	鶴川
	沙流川
2 級河川	厚真川
	入鹿別川

別表 2

機関名	委員
室蘭開発建設部	部長（会長）
室蘭地方気象台	台長
旭川地方気象台	台長
胆振東部森林管理署	署長
上川南部森林管理署	署長
日高北部森林管理署	署長
胆振総合振興局	局長（副会長）
上川総合振興局	局長
日高振興局	局長
むかわ町	町長
厚真町	町長
占冠村	村長
日高町	町長
平取町	町長
森林整備センター 北海道水源林整備事務所	所長